

改正案				現行			
II 法令違反に対する懲戒処分等				II 法令違反に対する懲戒処分等			
(1) 公認会計士				(1) 公認会計士			
○ 基本となる処分の量定				○ 基本となる処分の量定			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定（新基準）
(略)				(略)			
公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 税理士法違反による業務停止処分が行われた場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務停止 6 か月以上 (2) 税理士業務停止 6 か月未満 	第 26 条	業務停止 3 月 業務停止 1 月	公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 [脱税幫助、脱税相談] <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務停止 6 か月以上 (2) 税理士業務停止 6 か月未満 	第 26 条	業務停止 3 月 業務停止 1 月
	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法違反 懲戒処分を受けるべきであった旨の決定が行われた場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税理士業務の停止をすべき期間 6 か月以上 (2) 税理士業務の停止をすべき期間 6 か月未満 		業務停止 3 月 業務停止 1 月		<ul style="list-style-type: none"> ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理士法違反による業務停止処分が行われた場合等重大な場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正所得高額（2,000 万円超） (2) 不正所得少額（2,000 万円以下） 		業務停止 3 月 業務停止 1 月
	<ul style="list-style-type: none"> ・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合等重大な場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 不正所得高額（2,000 万円超） (2) 不正所得少額（2,000 万円以下） 		業務停止 3 月 業務停止 1 月		(略)		
(略)				(略)			